

報道関係者 各位

令和4年8月23日（火）

【照会先】

埼玉労働局総務部総務課

課長 新井 紀子

総務企画官 川又 裕子

（代表電話） 048（600）6200

埼玉労働局職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年8月16日（火）から8月22日（月）において、埼玉労働局職員20名が、新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

（当該職員の所属と感染確認日ごとの内訳）

8月16日（火）5名（埼玉労働局、行田労働基準監督署、ハローワーク川越、ハローワーク東松山）

8月17日（水）3名（所沢労働基準監督署、ハローワーク熊谷、ハローワーク浦和）

8月18日（木）2名（熊谷労働基準監督署、ハローワーク草加）

8月19日（金）4名（埼玉労働局、春日部労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク東松山）

8月20日（土）2名（ハローワーク川口、ハローワーク越谷）

8月22日（月）4名（埼玉労働局、川口労働基準監督署、ハローワーク川口、ハローワーク春日部）

当該20名の職員については、業務において職員及び利用者を含め濃厚接触者はいないと判断しております。

なお、健康に不安のある方におかれましては、念のため、かかりつけ医又は受診・相談センター等までご連絡ください。